

三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅

管 理 業 務 仕 様 書 (別表)
＜南勢ブロック＞

令和5年8月

三重県県土整備部住宅政策課

別表一 管理対象団地（南勢ブロック）

（令和5年4月1日現在）

番号	市町名	団地名	戸数	所在地
1	松阪市	大黒田団地	48	松阪市五月町1497 他
2		五反田団地	40	松阪市五反田町2丁目1326-3
3		粥田団地	88	松阪市田村町518-1 他
4		宝塚団地	28	松阪市宝塚町830-90 他
5		和屋団地	56	松阪市和屋町319
6		上川団地	44	松阪市上川町3732-47 他
7		上川第二団地	88	松阪市上川町561-4
8		エスペラント末広 (うち特定公共賃貸住宅)	70 (2)	松阪市末広町2丁目200
9	伊勢市	辻久留団地	20	伊勢市辻久留3丁目11-16
10		清水谷団地	16	伊勢市辻久留3丁目8-28
11		旭団地	20	伊勢市旭町59-1
12		城田団地	31	伊勢市栗野町2101
13		西豊浜団地	24	伊勢市西豊浜町5435
14		五十鈴川団地	24	伊勢市二見町西185-58
15	鳥羽市	堅神団地	6	鳥羽市堅神町1020-5
16		安楽島団地	8	鳥羽市安楽島町1244-1
計 16 団地			611 (2)	

別表二 公園・児童遊園等の点検及び維持管理が対象となる団地

（令和5年4月1日現在）

番号	団地名	公園等		遊具 有無	摘 要
		箇所	面積㎡		
1	大黒田団地	1	24	無	
5	和屋団地	1	342	有	
7	上川第二団地	1	208	有	
8	エスペラント末広	1	98	有	
11	旭団地	1	86	有	
計 5 団地		5			

（注）市営との混在団地の場合は、その公園・遊具等の所有が県でない場合があることに留意すること。

別表三 汚水合併処理施設の維持管理が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	施設数	摘 要
3	粥田団地	1	
5	和屋団地	1	
7	上川第二団地	1	
9	辻久留団地	1	
11	旭団地	1	
12	城田団地	1	
13	西豊浜団地	1	
	計 7 団地	7	

(注) 公共下水道等への接続により、対象団地が減少することがある。

別表四 汚水単独処理施設の維持管理が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	施設数	摘 要
	該当なし		

(注) 公共下水道等への接続により、対象団地が減少することがある。

別表五 受水槽及び高架水槽の清掃が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	受水槽数	高架水槽数	摘 要
1	大黒田団地	1	2	
2	五反田団地	1	2	
3	粥田団地	4	4	
5	和屋団地	1	3	
7	上川第二団地	1	—	
8	エスペラント末広	1	—	
11	旭団地	1	—	
12	城田団地	1	—	
13	西豊浜団地	1	1	
14	五十鈴川団地	1	1	
	計 10 団地	13	13	詳細は、「受水槽及び高架水槽の容量」に記載

別表六 簡易専用水道施設受水槽の検査が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	受水槽数	高架水槽数	摘 要
1	大黒田団地	1	2	
2	五反田団地	1	2	
5	和屋団地	1	3	
7	上川第二団地	1	—	
8	エスペラント末広	1	—	
14	五十鈴川団地	1	1	
	計 6 団地	6	8	

別表七 給水ポンプの保守管理が対象となる団地

a. 圧力タンク式給水設備保守点検

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	施設数	摘 要
7	上川第二団地	1	
8	エスペラント末広	2	
11	旭団地	1	
12	城田団地	1	
	計 4 団地	5	

b. 給水（揚水）ポンプ設備保守点検

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	施設数	摘 要
1	大黒田団地	1	
2	五反田団地	1	
3	粥田団地	4	
5	和屋団地	1	
13	西豊浜団地	1	
14	五十鈴川団地	1	
	計 6 団地	9	

別表八 エレベーターの保守管理委託が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	台数	摘 要 (階数等)
8	エスペラント末広	1	8階
	計 1 団地	1	

別表九 消防施設の保守管理・点検が対象となる団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	摘要
2	五反田団地	
5	和屋団地	
7	上川第二団地	
8	エスペラント末広	
11	旭団地	
14	五十鈴川団地	
	計 6 団地	「消火器更新予定本数」 令和6年度：142本 令和8年度：16本 令和10年度：65本 「住宅用火災警報器更新予定個数」 令和8年度：520個

別表十 水道メーター計測装置の新規設置又は交換が対象となる団地

a. 水道メーター計測装置の交換

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	棟号	戸数	各戸メーター			集中検針盤		
				メーター数	交換費負担者	交換年度	検針盤 個数	交換費 負担者	交換年度
5	和屋団地	P1	16	16	管理者	R6	16	管理者	—
		P2	16	16	管理者	R6	16	管理者	—
		P3	24	24	管理者	R6	24	管理者	—
7	上川第二団地	P1	24	24+3	管理者	R6	27	管理者	R6
		P2	16	16+1	管理者	R6	17	管理者	R6
		P3	16	16+1	管理者	R6	17	管理者	R6
		P4	32	32+1	管理者	R6	33	管理者	R6
8	エスペラント末広	R2	30	30	管理者	R7	30	管理者	R7
			計 3 団地						

(注) 1 団地ごとに、また住戸棟ごとに交換年次が違うことに注意すること。

2 受水タンク方式の団地は、原則管理者負担であるが、一部市町負担の団地があるので注意すること。

3 各戸メーター及び検針盤欄の「+1」は住戸とは別設置分（洗い場等）であること。

4 検針盤個数は、記入してある個数以上の読取り可能な検針盤を設置のこと。

別表十一 建物等の点検の対象になる団地及び住戸棟の明細[1/2]

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	棟号		点検対象物と周期						摘要
		延床面積㎡	階数	共同住宅等	対象年	周期	設備	周期		
1	大黒田団地	P1	1,399.60	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P2	1,399.60	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
2	五反田団地	P1	1,693.04	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P2	1,135.92	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
3	粥田団地	P1	1,217.52	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P2	1,217.52	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P3	1,200.72	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P4	933.36	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
4	宝塚団地	L1	136	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L6	68	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L7	136	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L8	68	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L2	136	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L3	136	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L4	136	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L5	136	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
5	和屋団地	P1	1,090.77	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P2	1,090.77	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P3	1,635.71	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
6	上川団地	T1	256.48	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T2	256.48	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T3	235.9	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T4	235.9	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T5	256.48	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T6	256.48	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T7	256.48	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T8	256.48	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
7	上川第二団地	P1	1,614.48	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P2	1,082.56	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P3	1,082.56	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		P4	2,146.40	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
8	エスぺラント末広	R1	2,884.58	8	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R2	1,980.78	6	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
9	辻久留団地	R1	563.00	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R2	844.51	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
10	清水谷団地	L1	138.6	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L2	138.6	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L3	138.6	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L4	138.6	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
11	旭団地	R1	731.85	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		R2	724.02	3	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
12	城田団地	R1	1,011.84	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
		L1	136	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
		L2	102	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
13	西豊浜団地	P1	1,546.72	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	
14	五十鈴川団地	P1	1,614.48	4	◎	R7, R10	3年	◎	1年	

別表十一 建物等の点検の対象になる団地及び住戸棟の明細[2/2]

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	棟号		点検対象物と周期						摘要
		延床面積㎡	階数	共同住宅等	対象年	周期	設備	周期		
15	堅神団地	L1	207.9	1	◎	R7, R10	3年	—	—	
16	安楽島団地	T1	170.98	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
		T2	170.98	2	◎	R7, R10	3年	—	—	
R7, R10年度（共同住宅点検棟数）小計					49棟					

点検対象団地数	計 16 団地		
----------------	----------------	--	--

(注) 1 「点検対象物と周期」欄のうち共同住宅及び設備欄の「◎」は、点検が必要なものを表わしている。

2 建築設備のうち昇降機（エレベーター）の点検は、前掲の別表八により実施のこと。

3 対象年はR7(2025)年度、R10(2028)年度です。

4 番号4、6、10、12（L棟）、15、16の団地は、建物の外部点検のみ行う。

別表十二 駐車場が設置されている団地及び駐車可能台数

(1) 駐車場使用料を徴収している団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	戸数	駐車可能台数	摘要
8	エスペラント末広	70	70	
11	旭団地	20	20	
13	西豊浜団地	24	30	
	計 3 団地	114	計 120	

(2) 令和6年度から駐車場使用料を徴収する予定の団地

(令和5年4月1日現在)

番号	団地名	戸数	駐車可能台数	摘要
2	五反田団地	40	未定	
7	上川第二団地	88	未定	
9	辻久留団地	20	20	令和5年12月1日より徴収予定
14	五十鈴川団地	24	未定	
	計 4 団地	172	計 未定	

(注) この他の団地についても駐車場使用料有料化を検討しています。

別表十三 解体工事を予定している団地

(令和5年4月1日現在)

番号	市町名	団地名	戸数	所在地
		該当なし		